

政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向

平成 29 年度実施政策に係る政策評価書

| 政策分野 | 指標等 | 委員意見の概要 | 対応・対応方向 |
|------|---|--|---|
| | 政策評価全般について | <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回、ストックやフロー、上がるべきもの保つべきもの、直接比較法や差分比較法など、区分することでずいぶんわかりやすくなったと思うが、このような表記をすることで評価に当たって何か変わった点があったか。(岸本委員) ○ フローやストック、増やすべきものと保つべきものを同じ判定基準で評価して良いのか。個々の指標をみると、基準を変えた方が良いものもある。(岸本委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年の委員の指摘を踏まえ、各指標を分類した結果、指標の見直しにつながった指標もある。 引き続き、統一性に留意しつつ、問題意識をもって適切な評価に努めてまいりたい。(広報評価課) ○ 指標の分類を通して得られた示唆を踏まえ、測定指標の設定等に際して、より注意深く検討し、評価を実施してまいり所存である。(水産庁) |
| 20 | 中位又は高位水準の魚種の比率 【施策(1)－目標①－(ア)】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 昨年から、指標の水産資源の動向をみる期間が 15 年に変更されたが、資源管理を見る上では 15 年は短すぎる。国民も危惧しており厳しい資源管理を行ってほしい。MSY(最大維持漁獲量)に基づき TAC(漁獲可能量)などを考え直すという水産改革の話があったが、MSYに則った、獲れないような TAC ではなく実態に合った TAC としていただきたい。(日吉委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産資源は、10 年以上のスパンで変動しており、年変動も大きいことから、資源の中期的動向で資源水準を判断する必要があるが、20～30 年程度の長期的動向で評価した場合、数十年規模の海洋環境の変化による影響が水産資源の動向にも影響してしまい、資源管理による効果を正しく評価できない可能性があるため、直近 15 年を対象の期間として測定指標を定めたもの。詳細な評価の内容は資源評価の報告書の中に示されている。今後 MSY を念頭に置いて資源評価を実施し資源管理に活用していきたい。(水産庁) |
| | 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数 【施策(1)－目標②－(ア)】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標について、10 年位、目標値が「対前年増又は同数」となっている。資源管理をしていく上で、もう少し厳しい目標でもよいのではないか。数値が変わらないのに達成し続けられるものを目標とすることは適切なのか。(林委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際協定に基づく魚種ごとの資源管理措置は、関係国との間で科学的に、資源評価に基づく議論を積み重ねながら進められるものである。このため、対象魚種数や協定数の増加には数年を要することも多く、我が国として意欲的な目標を掲げても、ともすれば現実的ではなく、国際交渉の結果を数値的に表現するのは難しい。以上を踏まえ、評価を表すものとしては現在の指標及び目標設定がふさわしいと考えている。(水産庁) |
| 21 | 漁業収入安定対策事業加入事業者による漁業生産の割合 【施策(1)－目標②－(ア)】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ この指標は、生産量が算定のベースになっているため高く見えるが、実際の経営体ベースでみれば加入率は相当低い。収入安定対策事業は多くの予算が計上されているので公平性を保つ意味でも小型漁船が加入ししやすい漁業共済の制度設計をお願いする。(日吉委員) ○ 漁業収入安定対策は、資源管理に寄与している。(日吉委員) ○ 昨年の漁業共済制度の改正により、共済に加入しやすくなったことは認識しているが、漁船漁業の零細漁業者にとっては、まだ共済加入のハードルが高い。全漁業者が加入できる制度にしてほしい。(日吉委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産基本計画において、資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国生産額の概ね9割に相当)を担うことで、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成することとされており、本件目標値については、これに基づいて設定されているところであるが、昨年は地区全体として漁業共済に加入しやすいように制度改正を実施しており、本制度を一人でも多くの方に利用して頂くべく、今後とも加入の推進に努めてまいりたい。 また、水産政策の改革において、漁業収入安定対策の法 |

| | | |
|---|---|--|
| | | 制化を図ることとしており、現場のニーズを伺いながら、法制化に活かしていきたい。(水産庁) |
| <p>新規漁業就業者数</p> <p>【施策(1)－目標③－(ア)】</p> | ○ 新規就業者数は5年後、10 年後も毎年2千人を確保できるのか。(山崎委員) | ○ 新規漁業就業者のうち青壮年層が比較的に高くなっており、これを毎年2千人に維持していくことで、年齢のバランスのとれた漁業就業構造の確立につながるものとして設定した目標である。実績値を少し上回る目標値ではあるが、将来日本全体の労働人口が減少していく中において、しっかりと確保していかなければならない人数と考えている。(水産庁) |
| | ○ 新規就業者に対して、外国人技能実習生は全国でどの位いるのか。(山崎委員) | ○ 外国人技能実習生の人数は、漁船漁業で 1360 人(平成 29 年)、養殖業で 1197 人(平成 28 年)であり、多くの実習生が現場で働いている。(水産庁) |
| | ○ 新規事業者のうち新規参入と親族内承継の割合はどの位か。また、漁業において、バトンタッチはスムーズに進んでいるということか。(篠原委員) | ○ 沖合漁業の場合は企業経営体が多く、経済合理的にバトンタッチするケースが多いと考えられる。沿岸漁業では地域によって状況は様々であることから一概には言えないが、新規漁業就業者数の場合では、漁家子弟の割合が減少しており、6割程度は新規参入である。こうした新規参入者を取り込んでいきたい地域に対しては、研修やマッチングの取組を行っている。(水産庁) |
| | ○ 新規就業者は、確かに2千人かもしれないが、現場からみると、離職率が非常に高い。そのことを念頭に新規就業者の施策を考えた方がよい。(日吉委員) | ○ 研修を支援した方についてはデータを取っており、3年後の定着率は 65%となっている。地域社会での生活や船の仕事に馴染むことができずに離職するケースがあるかもしれないが、研修を助走期間として慣れてもらうのが良いと思われる。(水産庁) |
| <p>漁船の事故隻数</p> <p>【施策(1)－目標③－(イ)】</p> | ○ 目標値が 632 隻未満とあるため、定性と分類しているが、632 隻という目標値があり、それに対して実績値があるので定量的なものとしてよいのではないかと。 また、29 年度の実績値は、事故数が減って既に 32 年度の最終目標値を上回っているが、事故件数が大きく減少した理由は何か。(岸本委員) | ○ 指標の分類については、「F ↓－直(定性)」を「F ↓－直」に修正することとする。 国土交通省の設定した海上交通の安全に係る目標の達成に向け、関係省庁と連携して事故の件数の減少に取り組み、水産庁ではライフジャケットの着用等安全確保について周知していることもあり、平成 29 年度の事故隻数が減少していると考えられる。(水産庁) |
| <p>広域での漁協合併件数</p> <p>【施策(2)－目標①－(ア)】</p> | ○ 目標を達成していないが、漁協合併の主な阻害要因は何か。(篠原委員) | ○ 漁協合併の主な阻害要因としては、多額の繰越欠損金が残っている経営の悪い漁協との合併を嫌がる場合などがある。繰越欠損金については、漁協系統とともに繰越欠損金を減らす対策を行っている。(水産庁) |
| | ○ 組合の平均年齢や平均組合員数ほどの位か、また、大規模な漁協と小規模な漁協はどれくらいの規模なのか。(篠原委員) | ○ 漁業就業者全体の数字となるが、65 歳以上が平成 27 年度で 36%であり、地域の実情により、漁協の年齢構成は異なっている。規模としては、漁協の最小規模で正組合員が 20 人、大規模な漁協では3千人を超える漁協もある。漁協の平均は 150 名だが、漁協の上位 1/3 にしか該当しない。漁協の半数以上は、50 名未満。(水産庁) |

| | | | |
|----|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ○ いとう漁協の漁協合併において、旧漁協単位で漁業権を維持することができたので、漁協合併については漁業権の問題はないと思う。(日吉委員) ○ 漁協の合併を促進するために、合併のメリットをアピールすることでも必要ではないか。(山崎委員) ○ 漁協はどれ位あるのか。また、何らかの根拠法に基づき決算報告等が提出されるようになってきているのか。農林水産省は、どのように全国の漁協の経営状況の実情を把握しているのか。(金子委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の漁業権の管理が合併によりできなくなるとされている地区も多い。これまでも漁協系統とともに、旧漁協単位で部会を作り、合併前と同様に漁業権管理をすることができることを周知しているが、理解されていない方も多いのが現状である。(水産庁) ○ 広域合併は経営状況を良くするための手段であり、目的ではない。漁協合併により、経営者が先のことを考え、どのような対策をとるので、漁協の経営状況は変わってくる。合併で経営が良くなるのではなく、規模が大きくなった漁協を皆さんで良くなるように努力してくださいと研修等で指導している。(水産庁) ○ 平成29年度末で953の漁協がある。水産業協同組合法に基づき、信漁連や県漁連については農林水産大臣、それより小さな漁協は都道府県知事が管轄、業務報告書の提出を受けている。毎年、水産庁が全国の漁協の状況を統計表としてとりまとめ、インターネット等で公表している。(水産庁) |
| 22 | <p>南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率</p> <p>【施策(1)－目標②－(ウ)】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災と減災についての指標は、達成度合いB評価 75%になっているが、優先性や緊急性の観点から目標値に対して実績値が低いのは問題ではないか。(林委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の被災県において地元調整に時間がかかった結果、達成率が75%となっているが、今後とも適切な助言を行い、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化を推進していきたい。(水産庁) |
| | <p>魚介類(食用)の消費量</p> <p>【施策(2)－目標①－(ア)】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 魚介類の消費は個人差があり、指標は平均的な人の消費量と思われるが、個人のばらつきについて検証されているか。(長田委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人差は正確に把握していないが、年齢階層別のデータから、過去には年齢が上がれば増えると考えられていた消費量が、ほとんど全ての年齢階層で減少していることがわかっている。こうした状況を踏まえ、魚介類の消費を促進すべく取り組むことが重要と考えている。(水産庁) |
| | <p>水産物の輸出額</p> <p>【施策(2)－目標①－(イ)】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出に際して、認証が非常に大事だと思う。静岡でマリン・エコラベル・ジャパン(MEL)の認証を受けているサクラエビは資源管理を徹底して行っているが、北海道でクロマグロを獲りすぎたところにも認証が出されている。日本独自の認証を大切にすれば、厳しい対策、対応も必要と思うがどうか。(日吉委員) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本独自のマリン・エコラベル・ジャパン(MEL)が国際的にも認められるよう関係団体と取り組んでいるところ。今後、どのような対策が必要か、関係機関とも協議しつつ MEL が育つように支援してまいりたい。(水産庁) |

(※ 平成30年農林水産省政策評価第三者委員会には、農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、三浦委員も参加)

政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向

平成 30 年度実施施策に係る事前分析表

| 政策分野 | 指標等 | 委員意見の概要 | 対応・対応方向 |
|---------|--|--|--|
| 1 | 肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合 【施策(1)－目標①－(ウ)】 | ○ 鶏肉は以前からカンピロバクターの問題はあったが、なぜ今生産現場に求めるのか。もっと以前から対策を取るべきではないか。(山崎委員) ○ 現状について、国際的な数値と比較したものはあるか。(林委員) | ○ 今までも生産段階における鶏肉の微生物の衛生対策の普及は行ってきたが、今後、さらに対策の策定や普及を重点的に進めることとしたことから、これを機に政策目標を設定した。(消費・安全局) ○ 統計を持っていないため数字を示すことはできないが、EU、米国の各国が鶏肉のカンピロバクターに関心を持ち、食中毒対策のための衛生管理を進めている。当省も同様に衛生管理を促進する考えである。(消費・安全局) |
| 3 15 | 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 【施策(1)－目標①－(オ)】 【施策(2)－目標①－(ア)】 | ○ 基準年の 28 年度と目標年の 35 年度では燃料の価値が変わる可能性があると思われるが、この目標値は燃料の価値の変化を考慮した設定となっているのか。(三浦委員(行政事業レビュー外部有識者)) ○ 農山漁村において太陽光発電が乱立することを危惧している。農地転用する場合、厳しい基準を設けるなどしていかないと農村交流が盛んになってきているところで日本の原風景が破壊されると交流も減退していくと思われる。(日吉委員) | ○ 目標値は近年のすう勢から近似直線を用いて設定しているが、評価は総合的に分析し判定することになっている。 再生可能エネルギーをめぐる状況は、石油エネルギーを含めたエネルギー需給全体の状況によって色々影響を受けるものと考えている。この設定した目標について変更が必要な状況になれば、その時に応じて、目標数値の妥当性について検討していく必要があると考えている。(食料産業局) ○ 昨年来から営農型太陽光発電という、太陽光パネルの下で営農を適切に継続し作物の販売収入と売電の継続的な収入を組み合わせる取組を促進している。 営農型太陽光発電設備の設置については、農地法の一時的転用の許可要件を明確にし、同時に、どういう作物であればソーラーパネルと両立した形で営農ができるのか、専門家等による指導や助言により地域でコンソーシアム等を形成していただき実証する等の取組を進めている。 農地の有する機能を有効利用することに留意しつつ、農業の持続と、農村地域の所得向上を両立させながら、ソーラーパネル等の設置が無秩序に進められていくようなことがないよう、優良事例と結びつかせながら進めていきたいと考えている。(食料産業局) |
| | | ○ 今後も農地に多くの太陽光発電が必要なのか。太陽光パネルを設置するにしても日本の田園風景と調和するような営農型発電を進めていただければと思う。(山崎委員) | ○ 一種農地のような優良農地を転用してパネルを設置することにならないようにしている。 農山漁村再生可能エネルギー法では、農林地等の利用調整を適切に行い、再生利用困難な荒廃農地等の未利用地等に立地を誘導した上で、農山漁村における再生可能エネルギーの促進を図ることとしており、農地は農地としてしっ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | <p>かり活用するということ、太陽光パネルの設置等がそれを阻害したりしないよう、地域の合意形成を図るような形で進めている。</p> <p>農林水産省としては意見を十分認識をしながら再生可能エネルギーの利用はあくまで農村所得の向上という視点で、太陽光発電について十分考えながら進めていくこととする。(食料産業局)</p> |
| | | ○ 森林を大規模に伐採し急傾斜地に太陽光パネルを設置することで、災害の発生が十分想定される。(日吉委員) | ○ 太陽光発電事業には自然を開発することへの懸念の声と地方創生の観点から期待する声との両方があると承知している。林野庁としては、森林法に基づきしっかりと違法行為がないかをチェックする必要があると考えており、都道府県にも対応をお願いしているところ。一方で太陽光発電事業の今後の取扱いについては、経済産業省、環境省の動きを注視しつつ、政府全体として取り組んでまいりたい。(林野庁) |
| 3 | <p>飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合</p> <p>【施策(2)－目標②－(ア)】</p> | ○ 指標には、卸売市場だけではなく一般的な中小卸売事業者も統計値に含まれていると読めるが、農林水産省の施策との関連性を教えてほしい。(金子委員(行政事業レビュー外部有識者)) | ○ 農林水産省としては卸売市場だけではなく、食品のサプライチェーンと言われる、生産から流通、小売に至る段階までの全体の効率化について所管しており、平成30年6月に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律が、卸売市場法と併せて成立したところ。 <p>卸売市場は食品流通の核である施設であるが、生産現場から消費者のところまで効率的かつ鮮度を落とさずにいかに届けていくか、一方で流通・加工の過程を経ながら、いかに付加価値を高めて消費者へ届けていくのかは食料の安定供給という農林水産省の施策の中で、重要な施策だと考えている。(食料産業局)</p> |
| | <p>1中央卸売市場当たりの取扱金額</p> <p>【施策(2)－目標②－(ウ)】</p> | ○ 流通の簡素化の流れの中で、中央卸売市場の役割を増加させるような指標を設定する理由は何か。流通を簡素化しないと食料品の値段は下がらないと思われる。(篠原委員) | ○ 中央卸売市場は日本全国に、64ヵ所あり、その地方の農産物流通の核として農産物が集まってきて必要な人に分荷され、そして適正かつ公正な価格を設定する場所となっている。中央卸売市場は農家にとって最終的な出荷の場所になっており、基本的には受託を拒否することができない。そういう意味で全国に64ヵ所ある中央卸売市場は、食品の流通を円滑なものにしていく重要なものであるため、卸売市場の健全性を示す指標として、取扱金額を従来から指標として設定している。(食料産業局) |
| 4 | <p>アセアン諸国におけるUPOV1991年条約に準拠した法制度整備の完了国数</p> <p>【施策(3)－目標①－(ウ)】</p> | ○ 輸出拡大や海外展開等は大事な問題となっているので、法制度整備の完了国数を目標として設定したことは良いこと。UPOV1991年条約に準拠した法制度が整備された国で知的財産が守られているのか現状チェック等を行うなど絶えず情報交換を行っていくことが大事になってくると思われる。(天野委員) | ○ 予算措置により、育成者の海外出願の支援、海外での権利侵害に関する調査や、実際に侵害が行われた場合の侵害に対応する経費の支援等を行いながら、我が国の品種が海外で保護され、潜在的な海外の市場で、我が国の種苗により不法に栽培されたものが出回らないよう施策を進めていかなければならないと考えている。(食料産業局) |

| | | | |
|----|---|--|--|
| | | <p>○ 日本の品種がアジアの国々で生産され問題になっている。目標が39年度に6か国となっているが、アセアンのリーダー国としてはもう少し早急に対処して行く必要があるのではないか。(山崎委員)</p> | <p>○ 現在我が国がイニシアチブを取りながらアセアン 10 か国と日中韓の 13 か国で東アジア植物品種保護フォーラムを設立し植物品種の保護に関する人材育成、意識啓発の取組を行っており、本年8月に当該フォーラムの本会合を開催し、今後 10 年のフォーラムの活動を戦略的に展開するための「10 年戦略」を提案したところである。10 年戦略の方針に基づいて各国が活動方針を策定し、それを支援していく形での取組を今後 10 年かけて進めていこうと考えている。</p> <p>急がなければならない問題として十分認識しており、品種を知的財産として意識していただくことを、国内外で啓発していくことが非常に大事だと考え、このような取組を関係各国と連携しイニシアチブを取りながら進めたいと考えている。(食料産業局)</p> |
| 8 | <p>施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合</p> <p>【施策(2)－目標①－(ア)】</p> | <p>○ 当指標は、基本的にはストック指標と思われるが、「何も対応しなければ安定している基幹的農業水利施設の割合が減少していく」ということはフロー的な意味もある。ストック指標だとしたら直接比較法による達成度合いは、何もしなくても A 判定になる。ストック指標とフロー指標の間になるのではないかと。(岸本委員)</p> | <p>○ 平成 29 年度末で 8,333 施設が基幹的農業水利施設として存在する。そのうち変状がほとんど認められない、あるいは軽微な変状が認められる状態(施設機能が安定している施設)と判断された施設は 4,010 施設あるが、何も対策を講じなかった場合、次の施設機能診断を行った結果、施設機能が安定しているとは言えないものが発生することもあるため、そういった意味で岸本委員のご指摘のとおりであるが、ある時点に存在する量を測定しているのでストック指標を基本としていきたいと考える。(農村振興局)</p> |
| 11 | <p>(畜産)GAP 認証取得経営体数</p> <p>【施策(1)－目標②－(イ)】</p> <p>【施策(3)－目標①－(ウ)】</p> | <p>○ 平成 32 年度の目標値を 1,150 経営体とする根拠は何か。(天野委員)</p> <p>○ 畜産専門農家の3%水準とする根拠は何か。経営体数を指標としているが生産量とどのようにリンクするのか。また、全国地域のバランスはどのように考えているのか。輸出の目標とどのような関係があるのか。(篠原委員)</p> | <p>○ (畜産)GAP より先行している(農産)GAP の場合、測定指標の目標値は、平成 31 年度末までに平成 28 年度末時点の認証取得経営体数 4,500 の3倍である 13,500 経営体とすることとしている。13,500 経営体は我が国の専門農家数の3%程度に相当することを考慮し、(畜産)GAP も、畜産農家(酪農、肥育牛、養豚、鶏肉及び鶏卵の各経営体数)の約3%である 1,150 経営体を目録値として設定している。</p> <p>なお、GAP 認証取得経営体が生産・出荷した畜産物は、GAP 認証取得農家の生産物として流通することとなる。</p> <p>現在、各都道府県において、普及指導員、JA の営農指導員を GAP 指導員として育成する取組を行っているところであり、このような GAP 推進体制整備等を通じ、地域でバラつきのある GAP への取組について、全国的に普及するよう努めていきたいと考えている。</p> <p>また、農産 GAP と同様に畜産 GAP についても、GFSI (Global Food Safety Initiative) 承認の取得を目指すなど、国際規格化を推進しており、このことが輸出促進にもつながると考えている。(生産局)</p> |

| | | | |
|----|-------------------------------|--|---|
| | | ○ 基準値の「－」は「0」ということか。0だとすれば差分比較法も直接比較法も同じとなるのではないか。(岸本委員) | ○ 基準値の「－」は「0」ということである。0からのスタートであるので、計算結果としては、差分比較法も直接比較法も同じとなる。(生産局) |
| 18 | 林業労働災害被災者数 【施策(2)－目標②－(ア)】 | ○ 被害者数と死亡者数の目標設定は大変良いことだと思う。厚生労働省の計画に基づいた目標値を設定しているが、林野庁としてはゼロ災害を目指すのが当然ではないのか。また、どのような林業事業者が最も被災者数、死亡者数が多いか把握し、具体的な対策はとっているのか。(原委員) | ○ まずは厚労省の目標を達成することを目指し、林野庁として独自の目標は設定していないところ。また、被災者が多い事業者としては、小規模な事業者や行政からの情報が届きにくい事業者が多いと承知している。このため、対策として、伐木等作業に特化した技術講習会や、安全規制の改正情報等の周知をこれまで以上に進めることなどを通じて、事故の多い伐木関係の安全作業の徹底を図ってまいりたい。(林野庁) |
| | 林業労働災害被災者数 【施策(2)－目標②－(イ)】 | ○ 被災者数、死亡者数が多かったのはどの年齢層か。厚生労働省の第十三次労働災害防止計画に林業が追加されたところだが、目標年度に34人以下になれば除外されるということか。(山崎委員) | ○ 死亡災害は60代以上の方々で起こりやすくなっており、高齢のために体力、注意力が低下していることが要因となっている事例が見られるため、高齢者の方々への配慮を周知することなどが対策として想定される。また、厚労省の労働災害防止計画では、5年毎にどの分野を重点的に取り組むかが示されているものであり、第13次計画の状況により、次の計画で除外される可能性もある。(林野庁) |
| | | ○ 災害が発生した場合、林業者独自の保険制度はあるのか。(篠原委員) | ○ 林業者独自の保険制度はないが、他産業と同様に、雇用者については労災保険が適用されている。(林野庁) |

(※ 平成30年農林水産省政策評価第三者委員会には、農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、三浦委員も参加)

政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向

総合評価書骨子(様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立)

| 項目 | 委員意見の概要 | 対応・対応方向 |
|-------------------------------|---|---|
| 【6. 政策の目的・目標】 | <p>○ 骨子案の【6. 政策の目的・目標】の3行目「不測の事態が生じた場合にも、国民が最低限度必要とする食料の供給の確保を図る必要がある。」としているが、この最低限度とはどう捉えればよいか。(三浦委員)</p> <p>○ 輸出と食料安全保障は両立するのか。(日吉委員)</p> | <p>○ 「国民が最低限度必要とする食料」とは、国民が日常生活や生産活動を行うのに大きな支障が生じない程度の水準の食料である。 不測の事態が発生した場合には、緊急事態食料安全保障指針に基づき、事態の深刻度に応じて、備蓄の活用や、輸入先の多角化の要請、緊急増産の実施、熱量効率が高い作物への生産転換等の措置を講じることとしている。(食料安全保障室)</p> <p>○ 食料の安定供給については、食料・農業・農村基本法において、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保することとされている。このような中、輸出を促進して、国内の農業生産の増大を図ることは、いざというときに輸出向けの食料を国内供給に回すことができるので、食料安全保障上重要と考えている。(食料安全保障室)</p> |
| 【7. 政策の具体的内容】 | <p>○ 総合評価骨子の中に水産のことは触れていないが、日本の海、EEZ 内は、いわば大きな備蓄倉庫である。水産改革の議論にもあったが、備蓄の観点からも MSY(最大持続生産量)に基づく水産資源管理を行うことは、日本の食料安全保障に寄与すると思う。(日吉委員)</p> <p>○ 天然魚が駄目なら養殖すればよいという意見があるが、養殖の餌は天然魚を使用している。今、資源管理が危うい状況にある。次世代の国民に水産物を食べてもらえるよう日本独自の資源管理を徹底してやっていただきたい。また、総合評価書に、水産の自給率や資源管理の話も加えていただきたい。(日吉委員)</p> | <p>○ 水産物の資源管理については、水産基本計画等に基づき、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進を図ることとされており、引き続き、推進していきたい。(水産庁)</p> <p>○ ご意見を踏まえ、総合評価書に、水産の自給率や資源管理に関する記述を盛り込むこととしたい。(食料安全保障室)</p> |
| 【11. 政策効果の把握の手法及びその結果】 | <p>○ 家庭の備蓄について、内閣府を含めて呼びかけているが、災害時にコンビニ等から食品がなくなる報道を見ると、実施している人が少ないと感じる。必要量がどんどん増えていることも取組が進まない理由の一つ。どう広報すれば現実的な解が得られるか、過去5年間を見直して新しい取組に期待したい。(長田委員)</p> | <p>○ 家庭備蓄の推進については、これまで、①「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」等の作成・配付、②政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」等の動画の作成・公開、③防災の週に合わせた「消費者の部屋」における展示、④各種防災イベントにおける出展・講演を実施してきた。ご意見を踏まえ、総合評価書では、これまでの取組の効果を分析し、今後の取組への反映の方向を示していきたい。(食料安全保障室)</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|---|
| | <p>○ 一昨年、家庭の備蓄について調査を行ったが、実施率は 50%に満たない。実際の行動につなげるもう一步を考えていただきたい。(長田委員)</p> | <p>○ 平成 29 年 11 月に内閣府が行った「防災に関する世論調査」によると、大地震に備えて食料や飲料水を準備しているという人の割合は、45.7%となっている。</p> <p>このようなデータの提供を含めて、防災の週に合わせた「消費者の部屋」における展示やマスコミへの情報提供、各種防災イベントにおける出展・講演等により、家庭備蓄を普及していきたい。(食料安全保障室)</p> |
| | <p>○ 西日本豪雨の際、地元の中小企業では企業としての備蓄の必要性が認識されていなかった。この点も推進していただきたい。(篠原委員)</p> | <p>○ 中小企業における備蓄については、BCP(事業継続計画)の観点から緊急時対応職員等向けの食料を準備しておくことが重要であると考えており、食品産業事業者の BCP 策定を促進している。農林水産省が実施したアンケート調査(平成 29 年3月公表)によれば、食品産業事業者では7割が、物流事業者では9割が BCP を策定済み、策定予定となっている。ご意見を踏まえ、食品産業事業団体を通じて BCP 策定を促すなど、取組を進めていきたい。(食料産業局、食料安全保障室)</p> |
| <p>【12. 政策評価の結果】</p> | <p>○ リスク分析がどう役立っているのかという観点について考えていただきたい。リスク分析の内容は毎年変化がないようなので、新しい視点、例えば自然災害や植物病害虫、地球温暖化など、社会経済情勢や技術の変化を先取りして、エマージングリスクを取り扱ってはどうか。(岸本委員)</p> <p>○ 備蓄についての適正值は難しいと思う。今後、世界的には食料争奪戦となることが予測される中で、国の責務としてしっかりと備蓄を行って欲しい。ただし、備蓄を放出する際は市場への影響を配慮して行ってほしい。(山崎委員)</p> | <p>○ ご意見を踏まえ、社会経済情勢や技術の変化などにより新たに発生するリスクについても、分析・評価を行うなど対応していきたい。(食料安全保障室)</p> <p>○ 政府備蓄米については、100 万トン程度の備蓄水準としており、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、作柄、民間在庫量、市場動向、消費動向、取引価格、物価動向等を踏まえて、放出の必要性を検討することとなっている。</p> <p>食糧用小麦については、国からの助成を活用し、製粉企業等において外国産食糧用小麦の年間需要量の 2.3 か月分の備蓄が行われており、小麦の供給が不足する場合に、備蓄の取り崩しを指示する仕組みとなっている。</p> <p>飼料用穀物については、国からの助成を活用し、配合飼料メーカー等において備蓄が行われており、全体の備蓄数量については、東日本大震災などの過去の活用実績を踏まえた水準としている。また、メーカー等において原料調達に支障が生じた場合に備蓄の活用申請がなされ、承認を受け活用した備蓄穀物は後日現物を調達し、備蓄水準を回復しなければならない。なお、活用された備蓄飼料穀物は配合</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | 飼料に加工され実需者である畜産農家の需要に応じて供給されるため、備蓄の活用により穀物市場に影響を及ぼすというご懸念には該当しないと考えている。(生産局、政策統括官) |
|--|--|--|

(※ 平成 30 年農林水産省政策評価第三者委員会には、農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、三浦委員も参加)